

令和 7 年度

最上川下流左岸農業水利事業

西野排水機場建築監理業務

特 別 仕 様 書

東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 最上川下流左岸農業水利事業西野排水機場建築監理業務の施行に当たっては、建築基準法、建築士法、消防法、山形県及び庄内町関係条例及び規則並びに農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、最上川下流左岸農業水利事業計画に基づき建設される、西野排水機場の建築工事に当たり、建築基準法に基づく工事監理を行うものである。

(場所)

第1-3条 本業務の実施場所は、山形県東田川郡庄内町西野字土手脇地内で、別添位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条 本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第2章に示すとおりである。

1 業務概要

・西野排水機場建設工事建屋建築工事 工事監理 1式

2 工事監理建築物

(1) 建築物名：西野排水機場

1) 構造及び規模：構 造 鉄筋コンクリート造1階建て
：規 模 建築面積 406.29m²
延べ面積 395.98m²

2) 建築工事名：西野排水機場建設工事

3) 工事工期：令和5年10月～令和8年3月

4) 建築工事概要：建築工事1式、電気設備工事1式、機械設備工事1式

5) 関連工事：①西野排水機場ポンプ設備建設工事

工 期：令和6年8月～令和8年3月

工事内容：ポンプ設備工事1式

②西野排水機場除塵設備他製作据付工事（仮称）

工 期：令和7年3月～令和8年3月（予定）

工事内容：除塵設備工事1式

(管理技術者)

第1-5条 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第3条の2より、管理技術者は一級建築士の資格を有する者でなければならない。

(適用基準等)

第1-6条 工事監理業務の施行に当たっては、下記の図書に基づき行うものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定（改訂） 年月
1	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部	令和5年3月
2	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部	令和4年5月
3	公共建築工事標準仕様書（施設機械工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部	令和4年8月
4	建築工事監理業務委託共通仕様書	国土交通省大臣官房官庁営繕部	令和6年3月

(貸与資料等)

第1-7条 この業務に必要な貸与資料は、次のとおりとする。

分 類	貸与資料	備考
工事資料	令和5年度～令和7年度 最上川下流左岸農業水利事業 西野排水機場建設工事 契約図書	1式
報 告 書	平成30年度 最上川下流左岸農業水利事業 西野排水機場実施設計業務 報告書	1式
報 告 書	令和4年度 最上川下流左岸農業水利事業 西野排水機場他浸水対策検討業務 報告書	1式

(貸与資料等の取り扱い)

第1-8条 第1-7条に示す貸与資料の取り扱いは、次のとおりとする。

- 1 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第2章 業務内容

(業務内容等)

第2-1条 本業務の受注者は、監督職員の指示に従い、以下の一般業務の項目について、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

なお、本業務における立会検査の移動に係る直接人件費は計上していないため、必要な場合は監督職員と協議するものとする。

1 工事監理に関する業務

項目		業務内容	作業実施欄		
			総合	構造	設備
(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について監督職員に説明する。	○	○	○
	(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、監督職員と協議する。	○	○	○
(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、監督職員に報告する。	○	○	○
	(ii) 質疑書の検討	工事受注者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。）確保の観点から技術的に検討し、監督職員に通知する。	○	○	○
(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び	(i) 施工図等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事受注者が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、監督職員に報告する。	○	○	○

報告	(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事受注者が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、監督職員に報告する。	○	○	○
(4) 工事と設計図書の照合及び確認		工事受注者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事受注者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。	○	○	○
(5) 工事と設計図書の照合及び確認の結果報告等		工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事受注者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事受注者がこれに従わないときは、その旨を監督職員に報告する。なお、工事受注者が設計図書のとおりに施工しない理由について監督職員に書面で報告した場合においては、監督職員と協議する。	○	○	○
(6) 工事監理報告書等の提出		工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、工事監理報告書等を監督職員に提出する。	○	○	○

※作業実施欄の○は本業務の監理対象を示す。

2 工事監理に関するその他の業務

項目		業務内容	作業実施欄		
			総合	構造	設備
(1) 工程表の検討及び報告		工事請負契約の定めにより工事受注者が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を監督職員に報告する。	○	○	○
(2) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		設計図書の定めにより、工事受注者が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を監督職員に報告する。	○	○	○
(3) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	工事受注者の行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事受注者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合は、監督職員に報告する。	○	○	○
	(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	工事請負契約に定められた試験、立会い、確認、審査、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、また工事受注者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。	○	○	○

	(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	工事受注者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事受注者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。	—	○	—
(4) 関係機関の検査の立会い等		関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事受注者等が作成し、提出する検査記録等に基づき監督職員に報告する。	○	○	○

※作業実施欄の○は本業務の監理対象を示す。

(監理対象工種)

第2-2条 本業務の監理対象工種は、次のとおりとする。

1 監理対象項目表

項目	監理対象工種	備考
(1) 建築工事	左記の監理工種は、次のとおり。 仮設工事、地業工事、コンクリート工事、型枠工事、鉄筋工事、鉄骨工事、コンクリートブロック工事、防水工事、木工事、屋根工事、金属工事、左官工事、建具工事、ガラス工事、塗装工事、内外装工事、ユニット工事、排水工事	
(2) 電気設備工事	左記の監理工種は、次のとおり。 電灯設備工事、動力設備工事、雷保護設備工事、テレビ共同受信設備工事、火災報知設備工事、構内配電線路工事	
(3) 機械設備工事	左記の監理工種は、次のとおり。 空調調和設備工事、換気設備工事、衛生器具設備工事、給水設備工事、排水設備工事、浄化槽設備工事	

第3章 打合せ

(打合せ)

第3-1条

- 1 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

初 回 着手時

第2回 最終回

- 2 監理業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は、常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

- 3 監理業務受注者が建築工事受注者と打合せを行う場合は、事前に監督職員の承諾を受けるとする。また、監理業務受注者は建築工事受注者との打合せ内容について書面（打合せ記録簿）に記録し、速やかに監督職員に提出しなければならない。

第4章 成果物

(成果物)

第4-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない

ない。

- 1 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副 2 部
- 2 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、この業務の成果物は、次のとおりである。

- ・工事監理関係図書
- ・工事監理日誌
- ・工事監理業務実施時期の建築工事記録写真
- ・工事監理に必要な記録簿（材料承認と確認、基準等で示された施工段階確認他）

（成果物の提出先）

第 4－2 条 本業務の成果物の提出先は、次のとおりとする。

〒999－7781 山形県東田川郡庄内町余目字上梵天塚 15
東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所

第 5 章 契約変更

（契約変更）

第 5－1 条 本業務の実施において、発注者と受注者による契約変更の協議事項は、次のとおりである。ただし、軽微な変更は、甲乙協議の上契約変更を行わないことがある。

- 1 第 2－1 条に示す「業務内容等」に変更が生じた場合
- 2 第 3－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- 3 第 4－1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- 4 履行期間に変更が生じた場合
- 5 工事の設計変更に必要な資料作成を行う場合
- 6 工事实施に必要な関係機関との協議を行う場合
- 7 その他

第 6 章 定めなき事項

（定めなき事項）

第 6－1 条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

位置図

